

水道事業の経営安定化に向けた水道料金等の改定について

1 水道事業の現状

(1) 施設老朽化の見通し

水道管（導水管・配水管）は、布設後、法定耐用年数である40年を超えた老朽管が全体の約23%を占め、今後10年の間に、全体の約40%以上となり老朽化が進行します。

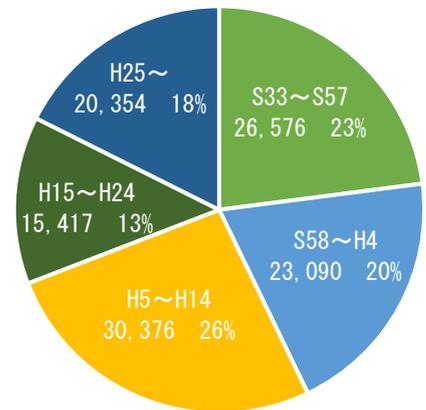
導水管（原水用）は、新浄水場建設に伴い一部布設替工事を行いました。町内末端までの配水を担い、町民の生活を支える重要管路である配水管（浄水用）の耐震化率は低く、老朽化対策だけでなく地震対策も必要となります。

浄水及び取水施設は、第5次拡張事業により鏡石浄水場が令和4年10月に完成しましたが、今後は、桜岡浄水場の老朽化による改修工事が必要となります。また、水源である深井戸も一部改修していますが、取水量の低下により浚渫工事を定期的に行う必要があります。

布設年度別管路延長（口径50mm～400mm）（令和4年度末）

布設年度	布設延長(m)	経過年数
S33～S57 (1958-1982)	26,576	40～65年
S58～H4 (1983-1992)	23,090	30～39年
H5～H14 (1993-2002)	30,376	20～29年
H15～H24 (2003-2012)	15,417	10～19年
H25～ (2013-)	20,354	～9年
計	115,813	

布設年度別管路延長

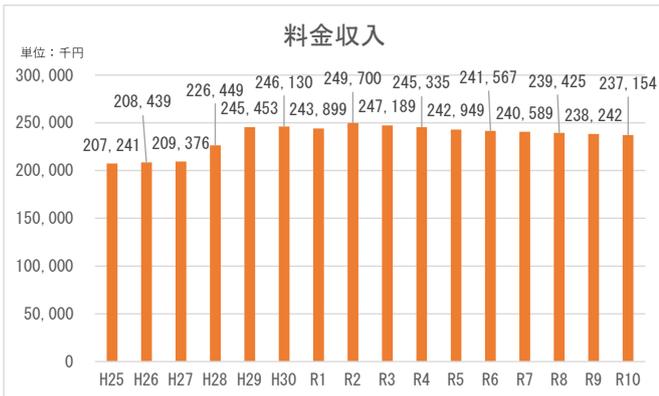
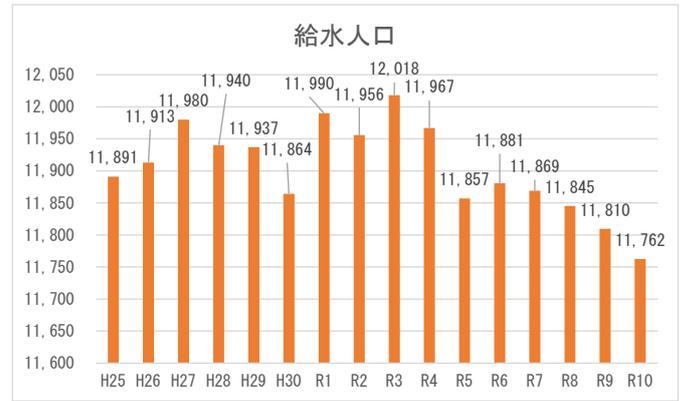
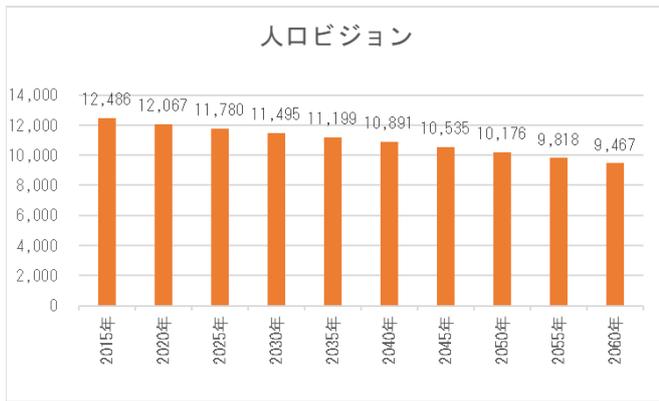


町内水道施設

施設名	完成年度	備考
鏡石浄水場	令和4年度	令和6年度：旭町浄水場解体
桜岡浄水場	昭和62年度	平成13年度：ろ過設備導入
成田浄水場	昭和56年度	令和2年度：水害により電気設備更新
南高久田ポンプ場	平成26年度	
久来石加圧ポンプ場	平成16年度	
水源（13箇所）	昭和38年度～平成26年度	令和3・4年度：鏡石浄水場系改修

(2) 水道料金収入の見通し

本町の水道は、主に一般家庭（口径13ミリ、20ミリ）の利用が多いことから、その料金収入が全体の約8割と高くなっています。今後は、人口減少や節水型機器の普及などの影響により、水需要が減少し、料金収入も緩やかに減少していくと予測されます。



(3) 企業債返済の見通し

建設工事等に要する資金を調達するため、企業債の借入れの継続を予定しています。企業債は借金であり、第5次拡張事業により多額の資金を借入れましたが、今後10年間の残高は横ばいの状況です。

年間の返済予定額は、鏡石浄水場建設に係る企業債の借入時の元金据置期間が終了する令和9年度頃から約2億円となる見込みです。

企業債の返済が増加すると、経営を圧迫し、将来の負担となるため、料金収入等による資金を確保し、企業債の借入額を抑制していく必要があります。

2 今後の事業実施方針

【投資計画】

(1) 配水管整備（耐震化）の推進

今後予想される災害（大地震）に備え、平成28年度から事業中止していた石綿セメント管の更新により、重要管路である配水管の耐震化を計画的に実施します。

※現在の石綿セメント管延長：約5,300m（事業進捗率約75%）

(2) 老朽化施設の更新

安心・安全な水の供給のため、昭和62年度に整備された「桜岡浄水場」の改修工事を実施します。また、耐用年数を超えた設備を随時更新し、安定した水を確保するため、水源（深井戸）の定期的な改修（浚渫）工事を実施します。

【財政計画】

(1) 維持管理費の削減

近年の物価高騰により、動力費などの維持管理費が増加していますが、包括的な業務委託や長期契約による諸経費の削減などを図り、経営改善・合理化を徹底し、原価を極力抑制するよう維持管理費の削減に努めます。

(2) 新たな財源確保

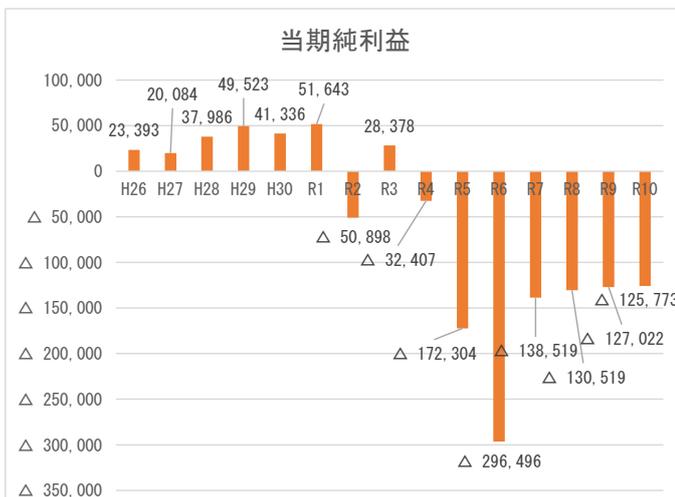
水道料金については、第5次拡張事業の推進を図るため、平成28年度に基本料金及び超過料金ともに一律20%の引き上げを行いました。新浄水場の運転や近年の物価高騰による維持管理費の増により、今後の水道事業の財政健全化を図るため、再度料金改定を行わなければなりません。

また、一般会計からの出資金については、国が示す地方公営企業繰出金の基準に基づいた消火栓等に要する経費及び高料金対策に要する経費の基準内繰入や基準外の出資も併せて検討していきます。

3 水道事業経営の見通し

第5次拡張事業による企業債利息や減価償却費、また、物価高騰による維持管理費が増加する反面、料金収入は減少していくため、令和4年度に当期純利益が赤字に転落しました。なお、現状の料金のままでは、令和6年度以降も赤字が続くと予測しています。

不足する資金に充当する資金の残高も現状のままでは、令和11年度にはマイナスとなり、水道事業経営が成り立たなくなる見通しです。



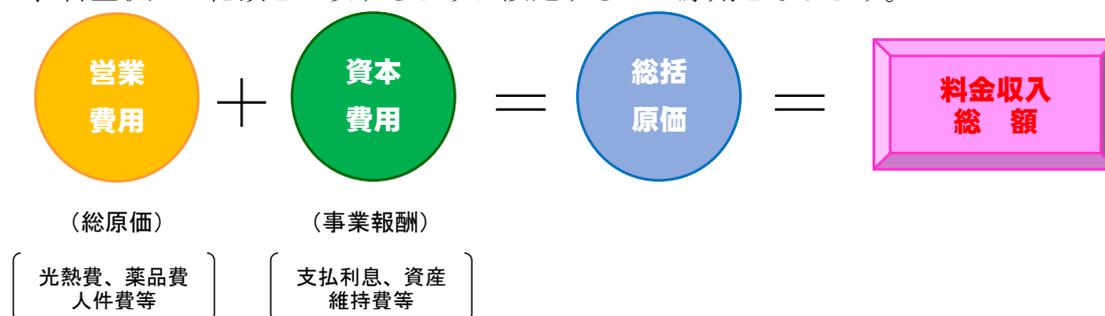
水道水を安定して供給し続け、
お客様の生活を今までと変わらないように支えていくため、
水道料金の値上げをお願いするものです。

4 水道料金の改定

(1) 料金水準

水道事業は、独立採算制により運営しています。

水道料金の水準は、事業運営に必要な光熱費、薬品費や人件費などの営業費用と、安定した給水を持続するために必要となる資産維持費（施設の更新費用）などの資本費用を合わせた「総括原価」が、料金収入の総額と一致するように設定するのが原則となります。



(2) 料金体系

家庭用、団体用、営業用、工業用など、用途別に料金を決める「用途別料金体系」を引き続き採用し、水道料金は、基本料金と水量料金（超過料金）に区分します。

「基本料金」：いつまでも安全でおいしい水を供給できる体制を維持するため、固定的に係る経費として負担してもらう料金
 （開栓中であれば、水を使用していなくても発生します。）

「水量料金」：使用した水量に応じて必要となる経費として負担してもらう料金
 （超過料金）

(3) 改定後の水道料金

◎基本料金（1ヶ月）（税込）

用途	基本水量	現行料金(円)	改定料金(円)	税抜金額(円)
家庭用	5 m ³ まで	924.00	1,062.60	966.00
団体用	20 m ³ まで	4,620.00	5,082.00	4,620.00
営業用	20 m ³ まで	4,620.00	5,082.00	4,620.00
工業用	100 m ³ まで	26,400.00	29,040.00	26,400.00
観賞用	10 m ³ まで	4,752.00	5,227.20	4,752.00
車雇用	10 m ³ まで	2,112.00	2,323.20	2,112.00

◎水量料金（超過料金）（税込）

用途	超過水量	現行料金(円)	改定料金(円)	税抜金額(円)
家庭用	6～10 m ³	198.00	207.90	189.00
	11～20 m ³	264.00	277.20	252.00
	21～30 m ³	283.80	298.10	271.00
	31 m ³ ～	303.60	319.00	290.00
団体用	21 m ³ ～	303.60	319.00	290.00
営業用	21 m ³ ～	303.60	319.00	290.00
工業用	101 m ³ ～	330.00	346.50	315.00
観賞用	11 m ³ ～	594.00	623.70	567.00
車庫用	11 m ³ ～	303.60	319.00	290.00
臨時用	1 m ³ につき	514.80	540.10	491.00

◎水道メーター使用料（1ヶ月）（税込）

口 径	現行額(円)	改定額(円)	税抜金額(円)
13mm	73	110	100
20mm	101	151	138
25mm	115	172	157
30mm	231	346	315
40mm	272	409	372
50mm	1,006	1,509	1,372
75mm	1,194	1,791	1,629
100mm	1,551	2,326	2,115

◎現行と改定後の水道料金算定例

①家庭用 使用水量25m³ 水道メーター13mm（2ヶ月）

・現行料金

基本料金（基本水量10m ³ まで）	1,680円（2ヶ月につき）
水量料金（超過水量11～20m ³ まで）	1,800円（10m ³ ×180円）
水量料金（超過水量21～40m ³ まで）	1,200円（5m ³ ×240円）
メーター使用料	134円（2ヶ月につき）
消費税相当額	481円

水道料金（2ヶ月につき） **5,295円**

・改定後料金

基本料金（基本水量10m ³ まで）	1,932円（2ヶ月につき）
水量料金（超過水量11～20m ³ まで）	1,890円（10m ³ ×189円）
水量料金（超過水量21～40m ³ まで）	1,260円（5m ³ ×252円）
メーター使用料	200円（2ヶ月につき）
消費税相当額	528円

水道料金（2ヶ月につき） **5,810円（アップ率9.7%）** **差額 515円**

②営業用・団体用 使用水量45m³ 水道メーター13mm（2ヶ月）

・現行料金

基本料金（基本水量40m ³ まで）	8,400円（2ヶ月につき）
水量料金（超過水量41m ³ 以上）	1,380円（5m ³ ×276円）
メーター使用料	134円（2ヶ月につき）
消費税相当額	991円

水道料金（2ヶ月につき） **10,905円**

・改定後料金

基本料金（基本水量40m ³ まで）	9,240円（2ヶ月につき）
水量料金（超過水量41m ³ 以上）	1,450円（5m ³ ×290円）
メーター使用料	200円（2ヶ月につき）
消費税相当額	1,089円

水道料金（2ヶ月につき） **11,979円（アップ率9.8%）** **差額 1,074円**

5 その他の改定

(1) 水道加入金 (税込)

口 径	現行額(円)	改定額(円)	税抜金額(円)
13mm	88,000	110,000	100,000

近隣事業体の状況 (口径13ミリ) (税込)

事業体名	加入金額(円)	事業体名	加入金額(円)
須賀川市	66,000	天栄村	126,000
矢吹町	110,000	玉川村	80,000
郡山市	104,500	田村市	134,000

※ 水道加入金とは、新旧利用者間の負担の公平を図るため、水道事業の拡充整備に要する費用の一部を負担していただくもの。

(2) 指定給水装置工事事業者更新手数料

	現行額(円)	改定金額(円)
更新手数料	5,000	10,000

近隣事業体の状況

事業体名	更新手数料(円)	事業体名	更新手数料(円)
須賀川市	10,000	天栄村	10,000
矢吹町	10,000	玉川村	10,000
郡山市	10,000	田村市	5,000
石川町	10,000	棚倉町	10,000

※ 指定給水装置工事事業者とは、給水装置の構造及び材質が政令に規定される基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域内において、給水装置工事を適正に施工することができるものと認められる者を水道法の規程に基づき指定した事業者。有効期間5年間。

(令和6年4月1日現在、鏡石町指定業者68社(町内12社)、新規登録手数料10,000円)

(3) 設計審査・工事検査手数料

項目	工種	口 径	現行額(円)	改定金額(円)
設計審査 手数料	新 設	13~25mm	1,000	2,000
		30~50mm	1,500	3,000
		75~100mm	2,000	4,000
	増 築 改 変	13~25mm	600	1,000
		30~50mm	1,000	2,000
		75~100mm	1,500	3,000

項目	工種	口 径	現行額(円)	改定金額(円)
工事検査 手数料	新 設	13～25mm	1,500	3,000
		30～50mm	2,000	4,000
		75～100mm	3,000	6,000
	増 築 改 変	13～25mm	1,000	2,000
		30～50mm	1,500	3,000
		75～100mm	2,000	4,000

項目	工種	口 径	現行額(円)	改定金額(円)
手 数 料 合 計	新 設	13～25mm	2,500	5,000
		30～50mm	3,500	7,000
		75～100mm	5,000	10,000
	増 築 改 変	13～25mm	1,600	3,000
		30～50mm	2,500	5,000
		75～100mm	3,500	7,000

近隣事業者の状況（設計及び工事検査手数料合計額、設計額 200,000 円～1,000,000 円未満）

事業者名	手数料(円)	事業者名	手数料(円)
天栄村	3,000～9,000	矢吹町	4,500～8,000
郡山市	5,000～6,000	棚倉町	5,000～11,000
会津美里町	5,000～9,000	桑折町	4,000～10,000
国見町	4,000	西会津町	4,000

※ 設計審査手数料は、給水装置工事申請の新設工事、改造工事、増設工事などの工事内容に応じて適正な設計書を審査する手数料です。

※ 工事検査手数料は、給水装置工事完了後、設計書どおりに工事が行われているかを検査する手数料です。